



発行 東京都

目次

30

条例

○東京都立病院条例の一部を改正する条例……………(病院経営本部)…

規則

○東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則……………(病院経営本部サービス推進部事業支援課)…

条例のあらまし

●東京都立病院条例(条例第七八号)

一 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三一号)の施行等に伴い、特定病院非紹介患者加算料を新設します。

(例) 医科初診 五、〇〇〇円

二 この条例は、平成二十八年一〇月一日から施行します。

条例

東京都立病院条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩添 要一

●東京都条例第七十八号

東京都立病院条例の一部を改正する条例

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)の一部を次のように改正する。第三条第一項第一号(五)中「場合」の下に「及び(六)に掲げる使用料を納める場合」を加え、同号中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 特定病院非紹介患者加算料(保険医療機関及び保険医療負担規則(昭和三十一年厚生省令第十五号)第五条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める場合に該当するものとして、知事が別に定める場合を除く。) 同項に規定する地域医療支援病院が行う同項第二号に規定する選定療養に要する費用として定められたに掲げる額

- ア 医科初診 五千元
 - イ 歯科初診 三千元
 - ウ 医科再診 二千五百円
 - エ 歯科再診 千五百円
- 附 則

この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

規則

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩添 要一

●東京都規則第八十号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例施行規則(昭和三十六年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第三条第一項第一号(六)に規定する知事が定める場合は、次に掲げる患者に初診又は再診を行う場合とする。

- 一 同一病院内の他の診療科を受診している患者
 - 二 同一病院内の内科と歯科との間で紹介された患者
 - 三 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
 - 四 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
 - 五 外来受診から継続して入院した患者
 - 六 地域に他に当該診療科を標ぼうする保健医療機関がないため、病院が当該地域の外来診療を実質的に担っている診療科を受診する患者
 - 七 治験協力者である患者
 - 八 災害により被害を受けた患者
 - 九 労働災害、公務災害、交通事故及び自費診療の患者
 - 十 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があると認められる患者
- 附 則
- この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

